

**亀岡市母子寡婦福祉会
第3回生活支援講習会
「親子で楽しいひとときを」**

と き 11月29日(日)
午前9時30分～11時30分
ところ ガレリアかめおか1階
調理実習室
対象 ひとり親家庭の親子
内容 親子で杵と臼を使って
「おもちつき」をします。
持ち物 エプロン、三角巾、マ
スク
定員 親子で30人(要申し
込み・先着順)
参加料 無料
申し込み **問** 11月14日(土)まで
に亀岡市母子寡婦福祉会会長
奥村 TEL23-2611
(子育て支援課)

**京都西年金事務所出張年金
相談開催(予約制)**

と き 11月26日(木)
午前10時～正午
午後1時～3時
ところ 市役所1階エントラン
スホール
内容 公的年金の受給に関す
る相談、年金見込み額の試算、
「ねんきん定期便」などの年
金加入記録の相談
※当日は相談のみ。請求書・各
届出書の受け付けは行いません。
持ち物 基礎年金番号が分かる
もの(年金手帳など)、免許
証など本人確認ができる書類
(本人以外が相談をされる場
合は、委任状、印鑑、免許証
など代理人の人の確認がで
きる書類)
申し込み **問** 11月10日(火)～
25日(水)の間に、電話で京都
西年金事務所お客様相談室
TEL075-323-1170まで
※予約の際に、基礎年金番号、
氏名、電話番号、相談内容な
どについて伺います。
(保険医療課)

**国民年金のお知らせ「国民年金保険料後納制度」
～年金額アップ・年金の受給資格を得られます～**

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある人は、申し込みにより、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。
この機会にぜひ、後納制度を利用してください。

■後納できる期間

後納ができるのは、過去5年以内の未納期間です(過去2年以内の未納分は、後納制度を利用しなくても納付可能です)。

後納が可能な期間のうち、最も古い期間から順に納付していただきます。
なお、過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

■ご利用いただける人

- ①20歳以上60歳未満の人で、5年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある人
 - ②60歳以上65歳以上の人で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある人
 - ③65歳以上の人で、年金受給資格がなく任意加入中の人など
- ※60歳以上で、老齢基礎年金を受給中の人は申し込みできません。

平成27年10月から平成28年3月までの後納保険料

未納になっている月年度	後納保険料額	当時の保険料額	加算額
平成22年度	15,900円	15,100円	800円
平成23年度	15,520円	15,020円	500円
平成24年度	15,220円	14,980円	240円
平成25年度	15,040円	15,040円	加算なし

後納を希望する場合は「後納申込書」の提出が必要です。
京都西年金事務所(TEL075-315-1829)へ問い合わせるか、市役所1階保険医療課国民年金係(4番窓口)へお越しください。
問 市役所1階保険医療課国民年金係(4番窓口)TEL25-5020、FAX25-5021
(保険医療課)

亀岡市消費生活センターからのお知らせ

このコーナーでは、相談窓口へ寄せられる相談や苦情で、最近、多く見られる事例を紹介します。皆さんも、暮らしに関わる情報に関心を持ち、契約するときなどは十分に注意しましょう。

《IP電話に関する相談が増加しています》

【事例】

「IP電話に変更すれば電話料金が安くなる。工事費用も工事後に返金する」という勧誘電話があり、安くなるならと思い承諾した。その後、工事費用は返金されたが、毎月の電話料金がこれまでの2.5倍になり驚いた。契約書を息子に見てもらおうと、インターネット接続サービスも契約していることが分かった。パソコンを使わないので解約したい。

【問題点】

- ※IP電話はインターネット回線を利用するサービスのため、光回線、プロバイダ、その他オプションサービスを同時に契約することも多く、電話だけでの使用の場合、料金は高額になります。
- ※IP電話に変更したことにより、これまで利用できていた緊急通報サービスなどが使えなくなることもあります。

【アドバイス】

- ※勧誘されても、その場で返事をせずに、家族などと一緒に契約内容や1カ月の支払い総額、解約条件などを確認しましょう。
 - ※電話などの電気通信サービスは特定商取引法の適用がないため、電話や自宅訪問により勧誘され、契約してしまっても、クーリングオフはできません。
- 詳しくは消費生活センターへ問い合わせてください。



【亀岡市消費生活センター】

市役所1階市民課市民相談係(5番窓口)
TEL25-5005、FAX25-5021

(市民課)